

2017 西区の特産品・観光地カレンダー 写真公募要項（案）

1 目的：西区の魅力を紹介する 2017 年カレンダーで使用する写真を募集

2 テーマ：
・西区の特産品、観光地、風景、イベント、祭りなど、西区の特産品の消費拡大や観光振興、イメージアップにふさわしい写真
・西区に関係する 1 月～12 月の各月にふさわしい写真

3 公募概要

- ①応募期間：平成 28 年 4 月 18 日（月）～6 月 20 日（月）応募先必着
- ②公募周知方法：チラシ設置（西区内の区役所・出張所・連絡所・公民館・コミュニティセンター・コミュニティハウス・スポーツ施設・JA など）
区ホームページ、区フェイスブック、区だより、自治協広報誌（予告）
- ③選考：自治協第 3 部会でカレンダーに採用する写真を選考
- ④選考結果・採用作品の公表等
 - ・7 月……応募者へ通知、区ホームページ・区フェイスブックでの公表
 - ・10 月…西区アートフェスティバルでの展示
 - ・その他…区役所庁舎での展示

4 応募規定

- ①応募資格：不問（プロ・アマ・住所など問わず）
- ②出品作品：未発表作品かつ応募者が一切の著作権を有している自作品に限る。
- ③撮影方法：自由（デジタルカメラ、フィルムカメラ等）
- ④出品作品数：ひと月あたり一人様 1 点まで
- ⑤写真サイズ：カラー四つ切り、ワイド四つ切り、A4 版
- ⑥指定応募票の添付（氏名・住所・連絡先・性別・年齢・画題・撮影場所・撮影年月・使用希望月（※使用希望月でない月で使用される場合あり）・作品説明やメッセージ）
- ⑦返却方法：返却不可
- ⑧肖像権：被写体が人物の場合、肖像権侵害等の責任は負わない。応募に際しては、必ず本人（被写体）の承諾を得るものとする。
- ⑨著作権：採用作品の著作権は応募者に帰属する。
- ⑩使用権：採用作品の使用権は、新潟市に帰属し、当カレンダーの作成に使用される。その他、市の観光宣伝やイメージアップのため、市で制作するパンフレット、ウェブサイト等に使用することも可能とする。（カレンダー以外で使用する場合は、撮影者の氏名は表示しない。）
- ⑪原版提出：採用作品については、後日原版（フィルム、デジタルデータ）の提出を求める。
- ⑫応募先：西区役所地域課、出張所、連絡所、西区内公民館